

令和4年度

### 第3回 公立大学法人山形県立保健医療大学経営審議会 議事録

日 時 令和4年9月15日（木）13時00分から13時44分まで

場 所 オンライン開催

出席者 上月理事長、熊谷理事、遠藤理事、佐藤理事、内藤理事、武井理事、中山委員、  
島貫委員

事務局 齊藤事務局次長、木村教務学生課長、那須総務企画専門員、  
長谷部総務企画主査

#### 1 開会

#### 2 議事録署名人の指名

- ・審議会議長である上月理事長が、遠藤委員、内藤委員を議事録署名人として指名した。

#### 3 審議事項

##### (1) 令和4年度 補正予算（第2号）

- ・事務局から資料1により、令和4年度補正予算について説明され、異議なく承認された。

##### (2) みらい応援基金規程の制定について

- ・事務局から資料2により、みらい応援基金規程の制定について説明された。
- ・施行日を遡及することの適否を確認することとし、制定について承認された。

##### <質 疑>

- ▶ 適切に管理するとの説明であったが、具体的な管理方法はどうか（他団体の例で会計不正があることから）。  
→委任経理金の仕組みを整え、大学の会計規則に基づき適切に管理していく。
- ▶ 会計上の処理は寄附金と同様か。  
→寄附金と同じ。用途を特定し、寄附金債務負債として扱う。
- ▶ 基金の運営、第3条に「運用による果実」とあるが、何を想定しているか。  
→積極的な運用ではない。預金利子程度。

##### <意 見>

- ▶ 寄附の用途開示は行うか。透明性が大切であるので、外部へのアピールに向けても広く用途を開示してはどうか。  
→寄附者に対して用途を個別公開する想定。広く開示することについては検討していく。
- ▶ 施行日を4月1日に遡及することとしているが、不遡及が原則であるので、議決日施行とするべき。  
→すでに寄附申込みを受けていることから施行日を遡及したもの。寄附者に対して確認

のうえ、不都合がなければ議決日以降施行とする。

(3) 公益通報者保護規程等の一部改正について

- ・事務局から資料3により、公益通報者保護規程等の一部改正について説明され、異議なく承認された。

4 その他

- ・病院では、医療関係職種養成機関から実習生を受け入れる中でクラスタが発生するケースがある。クラスタが発生した場合、病棟を閉鎖しなければならないなど、被害は甚大になる。養成機関として、保健医療大学では補償に対する対応はどうか。

→ 学生には、実習中の事故等に備え総合補償保険への加入を斡旋しており、看護学科では加入を義務付けていて、作業療法学科も任意であるが全員加入している。

今後、総合補償保険を強制加入にすることを検討していく。なお、新型コロナウイルス感染症は補償対象となるものの因果関係の立証が困難であり、まずは、感染防止に万全を期していく。

5 閉 会

※ 配布資料：

- ・資料1 令和4年度 補正予算（第2号）
- ・資料2 みらい応援基金規程の制定について
- ・資料3 公益通報者保護規程等の一部改正について

議事録署名人

.....  
.....

議 長

.....